

付託議案

昭和十五年法律第六十九號中改正  
法律案(支那事變ニ關スル一時賜  
金トシテ交付スル爲公債發行ニ  
關スル件)政府提出(第一號)

朝鮮事業公債法中改正法律案(政  
府提出)第二號

臺灣事業公債法中改正法律案(政  
府提出)第三號

高等商船學校及商船學校ノ移管ニ  
伴フ一般會計及學校及圖書館特別  
會計ノ關涉ニ關スル法律案(政府  
提出)第四號

作業會計法中改正法律案(政府提  
出)第六號

勞働者年金保險特別會計法案(政  
府提出)第七號

昭和十七年度一般會計歲出ノ財源  
ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律  
案(政府提出)第八號

昭和十五年法律第七號中改正法律  
案(造幣局東京出張所ノ廳舍、工  
場其ノ他ノ建物及其ノ附屬設備ノ  
新營擴張ニ要スル經費ニ關スル件)  
(政府提出)第九號

昭和十三年法律第五十三號中改正法律  
案(印刷局据賣運轉資本補足  
ニ關スル件)政府提出)第十  
號

昭和十五年法律第七十九號中改正法  
律案(陸軍作業會計法、陸軍航空  
工廠資金特別會計法及海軍工廠資  
金會計法ノ臨時特例ニ關スル件)  
(政府提出)第一二號

昭和十三年法律第二十三號中改正法  
律案(印刷局据賣運轉資本補足  
ニ關スル件)政府提出)第一四號

海軍工廠資金會計法中改正法律案  
(政府提出)第二二號

帝國鐵道會計法中改正法律案(政  
府提出)第一四號

法律案(關東局、朝鮮總督府、臺灣  
總督府及樺太廳ノ各特別會計ニ於  
ケル租稅收入ノ一部ニ相當スル金  
額等ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入  
ルルコトニ關スル件)政府提出)第一  
五號

昭和十二年法律第八十四號中改正  
法律案(支那事變ニ關スル臨時軍  
事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル  
件)政府提出)第五四號

臨時軍事費特別會計法中改正法律  
(政府提出)第五五號

昭和十七年一月二十八日(水曜日)午後一時

## 二十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 守屋 榮夫君

理事泉 國三郎君 理事片岡 恒一君

理事國光 五郎君 理事片岡 恒一君

大内竹之助君 川副 隆君

北村 文衛君 木村 武雄君

田代 正治君 津倉 龜作君

服部 英明君 松井 郡治君

松田 正一君 木檜三四郎君

服部 岩吉君 井上 良次君

眞鍋 藤君

同月二十七日昭和十二年法律第八十四號中改正法律案(支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)(政府提出)及臨時軍事費特別會計法中改正法律案(政府提出)

昭和十五年法律第七十九號改正法律案(陸軍作業會計法、陸軍航空工廠資金特別會計法及海軍工廠資金會計法ノ臨時特別會計ニ關スル件)(政府提出)

昭和十五年法律第七十八回ノ各臨時議會ノ協贊(海軍工廠資金會計法中改正法律案(政府提出))

帝國鐵道會計法中改正法律案(政府提出)

昭和十三年法律第二十三號中改正法律案(關東局、朝鮮總督府臺灣總督府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入ルコトニ關スル件)(政府提出)

昭和十二年法律第八十四號中改正法律案(支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)(政府提出)

昭和十五年法律第六十九號中改正法律案(支那事變ニ關スル一時賜金トシテ交付スル爲公債發行ニ關スル件)(政府提出)

朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提出)

臺灣事業公債法中改正法律案(政府提出)

高等商船學校及商船學校ノ移管ニ伴フ一

般會計及學校及圖書館特別會計ノ關涉ニ

## 會 議

關スル法律案(政府提出)

作業會計法中改正法律案(政府提出)

勞動者年金保險特別會計法案(政府提出)

昭和十七年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)

幣局東京出張所ノ廳舍工場其ノ他ノ建物及其ノ附屬設備ノ新營擴張ニ要スル經費ニ關スル件)(政府提出)

昭和十三年法律第五十三號中改正法律案(印刷局据置運轉資本補足ニ關スル件)(政府提出)

昭和十五年法律第七十八回ノ各臨時議會ノ協贊(印刷局据置運轉資本補足ニ關スル件)(政府提出)

昭和十五年法律第七十九號改正法律案(陸軍作業會計法、陸軍航空工廠資金特別會計法及海軍工廠資金會計法ノ臨時特別會計ニ關スル件)(政府提出)

昭和十五年法律第七十八回ノ各臨時議會ノ協贊(海軍工廠資金會計法中改正法律案(政府提出))

昭和十五年法律第七十九號改正法律案(陸軍作業會計法、陸軍航空工廠資金特別會計法及海軍工廠資金會計法ノ臨時特別會計ニ關スル件)(政府提出)

賀屋大藏大臣

關スル政府ノ説明ヲ承ルコトニ致シマス――

○賀屋大藏大臣 本委員會ニ併託ト相成リ

マシタ昭和十二年法律第八十四號中改正法律案外一件ニ付キ、其ノ提案ノ理由ヲ説明

致シマス、先づ昭和十二年法律第八十四號中改正法律案ニ付キマシテハ、本會議ニ

於テモ申上げマシタ通リデアリマシテ、臨

時軍事費ニ付キマシテハ、第七十二回帝國

議會ノ協贊ヲ經マシテ、臨時軍事費特別會

計ヲ設置シマシテ以來、第七十六回マデノ

各帝國議會、及び先般開カレマシタル第七

十七回及ビ第七十八回ノ各臨時議會ノ協贊

ヲ經マシテ、總額二百八十四億千七百六十

餘万圓ノ豫算ノ成立ヲ見タノデアリマシテ、

其ノ所要財源中二十九億九千八百七十萬餘

圓ニ付キマシテハ、之ヲ一般會計及ビ特別

會計ヨリノ繰入金等ヲ以テ充當致シ、差引不

足スル二百五十四億千八百九十餘万圓ニ付

キマシテハ、現行ノ昭和十二年法律第八十

四號ニ依リ、總額二百五十四億千九百万圓

ヲ限度ト致シマシテ、公債ノ發行ヲナシ得

ル權能ヲ得テ居ルノデアリマスルガ、事態

ノ推移ニ伴ヒマシテ、更ニ臨時軍事費百八

十億圓ノ追加計上ヲ必要ト致シマスヤウニ

相成リマシタノデアリマス、然ル所其ノ所

要財源中三十億四千九百九十餘万圓ニ付キ

マシテハ、一般會計及ビ特別會計ヨリノ繰

入金ヲ以テ賄フコト致シ、又九億五千八

百五十餘万圓ニ付キマシテハ、軍事費獻納

金、北支事件特別稅收入、其ノ他雜收入ヲ

以テ充當致シマス、其ノ差引不足致シマス

モノガ百四十億四十餘万圓デアリマス、

之ニ付キマシテハ、今日ノ場合之ヲ公債財

源ニ依ルコト致シマスル爲メ、昭和十二

年法律第八十四號中公債ノ發行限度ヲ、百四十億五十万圓ダケ增加スル必要ガアリマス

スルノデ、本法律案ヲ提出致シマシタ次第

デアリマス

○次ニ臨時軍事費特別會計法中改正法律案ニ付キマシテモ、本會議ニ於テ申上げマシ

タ通リデアリマシテ、今回改正ヲ致サント

スルノハ三箇ノ點ニ關シテデゴザイマス、其

ノ第一點ハ、現下ノ時局ニ顧ミマスルニ、

軍需品ノ製造工場等ニ於キマシテ、軍需品

ノ原材料ノ一部ガ不足致シテ居リマスル時、

軍ノ所有シテ居リマスル原材料ヲ當該工場

等ニ供給シテ、軍需品ノ製造ヲ圓滑ナラシ

ムル必要ガアリマスル場合、又戰地ニ於テ

軍以外ニ所要物資ヲ有スル者ナク、軍自ラ

之ヲ供給致サナケレバ、軍事行動ノ目的ヲ

達成シマスルコトガ困難ナル場合等ニ於キ

マシテハ、臨時軍事費特別會計ニ屬スル物

資ヲ軍以外ノ者ニ賣拂ヒ得ルコト致シタ

イノデアリマス

○第二點ハ、戰地ニ於テ所要ノ物資ヲ軍以

外ノ者ニ於テ取得シ、之ヲ必要トスル地ニ

輸送スルコトハ、戰地ノ實情カラ致シマシ

テ、當分ノ中ハ甚ダ困難或ハ不適當ノ狀態

デアリマスルノデ、是等物資ノ取得、輸

送、賣却等ヲ軍ニ於テ擔當致シマスル場合

ノ會計經理ニ付キマシテ、臨時軍事費特別

會計ノ歲入歲出トシテ經理スルノヲ、此ノ

際トシテ最モ實情ニ即スル方法ト存ゼラレ

マスルノデ、其ノ途ヲ開クノデアリマス

第三ノ點ハ、前述ノ第一點ノ改正ノ結果、

臨時軍事費特別會計ニ依リマシテ、現在ノ

作用ガ行ハレルコトニナリマス、仍テ臨時

陸軍材料資金特別會計ノ年度ヲ終結スルコ

トト致シタイト存ズルノデアリマス、仍テ之ニ關スル規定ヲ設ケントスルモノデアリマス、以上ノ理由ニ依リマシテ本法律案ヲ提出致シマシタ次第ニアリマス、何卒二件共御審議ノ上御賛成アランコトヲ御願ヒ申上ゲマス

カラ思ヒ切ツテ此ノ金ヲ活用シヨウト云フ  
制度デアツタノデアリマス、然ルニ資金會  
社ガ出來テヤラシテ見ルト、内地モ思フ通  
リニ行カヌ、所ガ今度其ノヤリ方ガ朝鮮ニ  
マデモ影響シテ、朝鮮ノ金山モ内地ノ金山  
ト一緒ニ見テ金ヲ出サヌ、私ハ専門家デナ

リナイカラ、取引先へ大抵札デ間ニ合フノ  
デ金ハ要ラナイカラ、金ハ餘り欲シクナイ、  
斯ウ云フ考ヘナラバ、娘ヤ母親ノ指輪カラ  
帶留マデ、金ヲ政府ニ賣リマセウト云フヤ  
ウナコトヲヤツタノヲ取消スカ、金ヲ餘計  
出スカ、ドツチカニシナケレバ、蛇ノ生

マシタ、一方ニ於テハ國民ノ日常生活ニ大  
切デアル木綿ノ原料ノ棉花デサヘモ輸入ヲ  
大イニ減シマシテ、サウシテ國防上必要ナ  
ルモノノ輸入ニ充テル、一方ニ於キマシテ  
ハ一般ニ輸出ヲ獎勵シマシテ、海外ニ資  
金ヲ得テ輸入ノ資金ニ充テル、尙ホ金ヲ大

○守屋委員長 中野寅吉君 産金ノコトデ御伺ヒシマス、  
産金ノ方ハ産金振興株式會社ト云フ國策會  
社ガアリマシテ、大ニ金ガ出ルモノト期  
待シテ居リマシタ所ガ、餘リ成績ガ好クナ  
イヤウニ聞キマス、ソレデ内地ノ產金ニ融  
資シタガ、思フ通リニ回収モ出來ナイ、又  
成績モ舉ラナカツタ爲ニ、當今ハ產金振興會  
社ノ方ハ中々金ヲ出シ滯ツテ居ル、併シ振  
興會社ノ方ヘ行ツテ聽クト、大藏省ノ方デ  
承認ヲ與ヘナイカラ出セナイト言フ、元々  
アノ制度ヲ設ケタノハ、御承知ノ通り金貨  
ノ改鑄ニ依ツテ、即チ金一匁ヲ以テ五圓ト  
タルシテ改鑄ノ結果益金ガ慥カ八億圓程出  
レハ金ノ山ヲ見付ケテモ皆金持ノ方ニ取ラ  
レテシマフカラ、金ヲ見付ケタ人モ鑽脈ニ  
木ノ葉ナドヲ冠セテ出サナイデ置ク、ソレ  
デハ金増産ニ因ルカラト云フノデ、サウ云  
フ金ヲ採掘シ得ザル所ノ資本ノナイ者ニモ  
無クナツテモ宜イ、金貨ノ改鑄ニ依ツテ出  
來タ金ダカラ無クナツテモ元々ダ、ソレダ  
初其ノ制度ヲ決メタ時ヘ、此ノ資金ハ全部  
融資シテヤラウト云フ仕組デ出来タノデア  
リマス、是ハ間違ヒナイ、ソレデスカラ最

イカラ能ク分リマセヌガ、朝鮮ノ金ノ饋脈  
ハ内地ノ饋脈ヨリハ非常ニ宜シト云フコ  
トダ、是ハ宇垣サンガ總督時代カラノ知  
人穂積殖產局長カラ能ク聽イテ知ツテ居ル、  
脈ハ内地ノ脈ヨリモ確カニ正シイ、ソレダ  
カラヤツテ見ルト朝鮮ノ方ハ成績ガ擧ル、  
斯ウ云フ風ニ内地ノ金山デ失敗シタカラ朝  
鮮ノ方マデ出シ濛脈詰リ羹ニ懲リテ膾ヲ吹  
クヤウナヤリ方ヲヤツテ居ルト云フコトヲ  
今聞イテ居リマス、ソコデ向フノ方ノ様子  
ヲ聞クト——朝鮮ハ舊曆デスガ、舊曆ノ  
年末ノ支拂ニモ困ツテ、騷動ガ起キタト云  
フコトマデ聞イテ居ル、ソレデハ朝鮮統治  
ノ上ニ於テモ大影響ガアル、ドウモ吾々  
正月ノ暮シモ立テ得ナイヤウナ制度ヲヤル  
ニ於テハ、チト考ヘガアルト云フヤウナ風  
潮ニ萬一ナツテハ困ル、マダ朝鮮ハフハ/  
シテ居ツテ固マラナイ、朝鮮ガ固マラナイイ  
ノニ、其ノ朝鮮ヲ飛ビ越シテ、満洲ヤ支那  
ノ方ニウツツヲ拔カシテ居ルヤウナコトデ  
ハ困ル、是ハ朝鮮總督府ニ於テモ、モウ少  
シ朝鮮ノ爲ニハ思ヒ切ツテ大藏大臣カラ金  
ヲ貰ツテ宜シイ、伺モ遠慮スルコトナイ、  
朝鮮ト云フモノハ大陸ニ發展シテ行ク所ノ  
ツテ居ルカ、大藏大臣ハ其ノ資金ハ思ヒ切  
ヤウナ形勢デハ、是ハ由々シキ大事ダト私  
ツテ出シテ下サルカ、又今ハ海外取引モ餘

シデハ社會ガ亂レルト思フ、殊ニ新附ノ民ヲ導ク上ニ大ナル影響ガアルト思フカラ、一ツ餘計ニ資金ヲ出シテ下サルノカ、又出シ濫ルノカト云フコトヲ伺ヒタイ  
モウ一ツハ所要資金ヲ何百万圓カ纏メテ  
産金會社ニ何故豫メ前渡シニヤツテ置カナ  
イカ、一々五万圓、十万圓ト云フモノマデ  
モ、大藏省ニ行カナケレバ金ヲ出シテ吳レ  
ナイトハ不便至極デナイカ、民法ノ未成年  
者ノ規定ヲ見マシテモ、目的ヲ定メテ出シ  
タモノハ、親デアツテモ干渉出來ナイト同  
ジデアル、況ヤ成年以上ノ立派ナ人ガ會社  
ニ何人モ居ル、元大藏省ニ居ツタ人モ居レ  
バ、元農林省ニ居ツタ人モ居ル、商工省ニ  
居ツタ人モ居ル、ソレヲ未成年者ト同シ  
ヤウニ見ラレテ一々監視サレテハ、無ゾ  
迷惑シテ居ルコトト思フ、此ノ大藏省  
ト會社關係ヲ圓ク行クヤウニシテ貰ヒ  
タイト思ヒマスガ、如何デアリマスカ  
○賀屋國務大臣 産金對策ニ付キマシテハ、  
其ノ根本ノ理由ハ、只今御話ガアリマシタ  
ヤウニ、金ヲ増産致シマシテ之ヲ米國ニ送  
レバ、必ず一定ノ價格デ買上ガマヌ實情チ  
モノヲ輸入シ得ル時代デアリマシテ、是等  
輸入ガ出来ル狀態デアリマシテ、又米國ニ  
資金ヲ持テバ、米國以外ノ國カラモ有要ナ  
展ノ爲ニ必要ナル國防資源、製品等ノ多量  
ノ輸入ヲ増加スルコトガ絶對ニ必要デアリ

イニ増産シテ之ニ充テル、増産ダケデ足リ  
マセヌデ、國內ノ各人ノ持ツテ居ル金モ回  
收シテ之ニ充テルト云フ政策ヲ執ツテ居  
マシタ爲ニ、四年有半ノ支那事變ヲ経ケマ  
シテモ、我ガ國ノ戰力ハ涸渴スルドコロデ  
ナク、益々増強致シマシテ、今日ノ如キ大ナ  
ル戰果ヲ挙ゲテ、物質的ニモ有力ナル基礎  
ニ相成ツテ居ルノデアリマシテ、其ノ效果  
ハ蓋シ非常ナモノデアツカラウト思フノデ  
アリマス、所ガ形勢ガ一變致シマシテ、昨  
年ノ七月カラハ米國ハ資產凍結ヲシテ、重  
要物資ノ輸入ヲ我ガ國ニ致サナクナリマシ  
タ爲ニ、金ヲ得テ米國ニ送リマシテモ、何  
等效用ヲ致サヌ時代ニナリ、一般ノ輸出盤  
勵ト云フコトモ、其ノ效果ヲ失フヤウナ時  
代ニ相成ツタノデアリマス、更ニ昨年ノ十  
二月カラ米英ト開戦ヲ致シマシテ、全ク從  
來ノ意味ニ於ケル金ノ效用ハ無クナツタト  
云フコトニ相成ツタノデアリマス、隨テ產  
金政策ニ付テモ相當ノ變化ガアルト云フ  
コトハ、是亦已ムヲ得ナイ現狀デアリマス、  
只今ノ時期ニ於テ凡ユル金モ、凡ニル物モ、  
我ガ國國防力ノ增强ニ用ヒナケレバナラス  
ノデアリマシテ、其ノ資金ハ日本銀行ニ保  
有ラ致シテ居リマス、ソレデ金ニ大イニ  
價替デ増加致シマシタ日本銀行ノ利益ヲ國  
庫ニ收メマシテ設ケタコトハ、大體御話ノ  
ヤウナ趣意デアリマス、ソレデ金ニ大イニ  
主力ヲ注イデ參リマシタガ、今日ニ於テハ

右申上げマシタ結果、一國ノ資金ヲ用ヒル方向ト  
致シマシテモ、變化致シマスルコトハ是ハ  
ノ他ノ非鐵金屬ト云フモノガ重要ニナツテ  
已ムヲ得ナイ、只今デハ少シデモ金が出マ  
シテ「インフレ」ニナルコトハ、一方ニ於テ防  
ガナケレバナラナイ、又出ス金ハ極メテ適  
切ナル所ニ出サナケレバナラヌト云フコト  
ニ相成ツタノアリマス、然ラバ金ニ對シ  
テドウ云フ風ニ行クカト申シマスルト、右  
様ニ大キナ舞臺ニ變リマシタガ、一方我方  
國ノ產金ノ獎勵政策ハ相當ナ成績ヲ擧ゲマ  
シタガ、非常ニ多額ニ出ルト云フコトニハ  
相成リマセヌ次第ニアリマス、隨テ各般ノ  
事情ヲ考ヘマシテ、只今デハ現在位ノ年產  
ハ維持致ス方ガ宜イノデハナイカ、更ニ大  
イニ増産ヲスルト云フコトハ困難デモアリ、  
又ソレ程力瘤ヲ入レナクレモ宜シイ、唯昨  
年アタリノ大體ノ產額ト云フモノヲ維持シ  
テ行クノガ宜シイノデハナイカ、併シナガ  
ラ南方ニ我ガ力ガ伸ビマシテ、新タナル占  
領地域等ニ於キマシテハ、從來カラ見マシ  
テ内地ヨリモ餘程條件好ク金ガ出ルノデハ  
ナイカト思ハレル點モアリマスルカラ、斯  
ウ云フ土地ノ產金ニ付テモ、今後調査計畫  
ヲ致シマシテ、ドレ位内地、朝鮮カラ出シ、  
又斯カル南方ノ新占領地ノ中カラ出スカト  
云フコトノ計畫ヲ立てナケレバナラヌト思  
テ居リマス、現狀デハ產金政策ノ基本ハ  
餘程變リマシタガ、然ラバ金ノ產出ハ内地、  
朝鮮デモウヤラナクテモ宜シイ、斯ウハ決  
シテ考ヘテ居リマセヌガ、右申シマシタヤ  
ウナコトデアリマスカラ、何デモ彼デモ金

ノ方ニ努力、資材、資金ヲ注ギ込ムト云フ  
コトハ大分變ツテ參リマシタ、隨テ只今デ  
ハ十分採算ノ引合フヤウナ、成績ノ好イ金  
山ヲ維持シテ行クト云フコトニナリマシタ  
モノニマズ、進ンデ資金ヲ出スト云フコト  
ハ致サヌヤウナ状況ニ相成ツテ居リマス、  
尙ホ併シナガラ今申上げマシタヤウニ、產  
金事業ノ獎勵ト云フコトヲ止メル譯デモアリ  
マセヌ、大體今位ノ年產額ハ必要ナリト思  
ツテ居リマス、日本產金會社ノ運用等モ、  
決シテ粗略ニハ相成リマセヌ、只今ノ行キ  
方モ相當ニ力ヲ盡シテ居ルト思ヒマスル  
ガ、又圓滑ヲ缺キマス部面ガアリマスレバ、  
出來ルダケ是ハ改善ヲシテ參リタイト思ツ  
テ居リマス

ヤウニ、依然トシテ續ケテ參ルコトニナツ  
テ居リマシテ、左様ナ意味ニ於テ中央トモ  
連絡ヲ致シマシテ、ソレドモ、產金ノ獎勵ニ  
努力ヲ致シテ居ツタノデアリマス、偶、最近  
ニ於キマシテ、色々ト仕事ノ連絡ノ上ニ於  
テ、中央ノ產金會社又朝鮮ノ支社トノ間ニ  
シタノデ、其ノ事情ヲ詳細大藏省ノ方ニモソレド  
於テ、色々ト事情が變リマシタ爲ニ、御話  
ノヤウニ金融ガ可ナリ逼迫シタ時ガアリマス、  
シタノデ、申シマスシ、又中央ノ會社等ニモソレド  
申シマスシ、又中央ノ會社等ニモソレド  
關係ノ者カラ連絡ヲ致シマシテ、只今ノ大  
藏大臣ノ申サレタ御趣旨ニ於キマシテ、詰  
リ相當有望デアリマス山ニ付キマシテハ、  
左様ナ懸念ノナイヤウニ金融ノ配慮ヲ仰グ  
ヤウニ、連絡ヲシ努力ヲ致シテ居ルヤウニ  
次第デゴザイマス、左様御承知ヲ願ヒマス  
○守屋委員長 中野君、チヨツト御相談シテ  
マスガ、川俣君カラ大藏大臣ニ簡單ニ御質  
問ガアルサウデスガ、許シテ宜シウゴザイマ  
スカ

鑛床狀態ガ金ダケノ鑛山ト云フノニハ不足  
ナンデス、朝鮮、北海道ヲ除キマスト、日本  
本内地ノ鑛床狀態ト云フモノハ、他ノ金屬  
ノデアリマス、又一方帝國鑛發モ現在約二  
十鑛山經營致シテ居リマスケレドモ、金ノ  
含マレナイ鑛山ガ三鑛山アル、アトノ十七  
鑛山ハヤハリ金ヲ產出致シテ居ル、サウス  
ルト同ジ國策會社ガ北海道、朝鮮ヲ除イタ  
本土ニ於キマシテハ、殆ド同ジ仕事ヲヤツ  
テ居ル、所ガ現在ノヤウナ技術者ノ不足ノ  
場合、殊ニ南方ニ多クノ熟練工及ビ技術員  
ヲ派遣シナケレバナラナイト云フ事情ハナイ、  
テ居ル、此ノ兩國策會社ガ同ジコトヲスル爲ニ  
二社ナナケレバナラナイト云フ事情ハナイ、  
産金ノ方ノコトニ付テハ、是ハ大臣ノ御答  
辯ノ通リデアリマス、其ノ經營狀態ヲ内地  
ニ置カナケレバナヌコトハナイ、寧ロ產  
金本位デ行ハルベキモノデアリマスナラバ、  
朝鮮或ハ北海道ニ於テ行フノガ至當デアリ  
マシテ、内地ノ產金モ決シテ微々タルモノ  
デハアリマセヌケレドモ、產金會社ヲシテ  
必ズシモ行ハシメナケレバナラナイ理由ハ  
ナイト思フ、ソコデ私ハ技術員ノ動員、  
及ビ資金ノ動員カラ見マシテモ、民間會  
社ノ整理統合ハ勿論必要デアリ、官廳ニ於  
キマシテモ、當然私ハ考ヘナケレバナラ  
ヌト思フ、又產金ノ最モ緊迫セル狀態ニ於  
テ、產金會社ガ先ニ出來、他ノ非金屬ノ  
重要性カラ、鑛發ガ出來マシタ、事情ハサ  
ウデアリマスケレドモ、現在ニ於テハ當然  
是ハ統合サルベキデアルト考ヘテ居リマス、  
之ニ對スル大藏大臣ノ御答辯ヲ願ヒタイ、

時間ヲ儉約スル爲ニモウ一點續イテ自上マスガ、昨年ノ議會ヲ通リマシタ勞働者年金保険法デゴザイマスガ、此ノ議會ヲ通リノ工場勞働者ニ於キマシテハ二十年後ニ、マシタ際ニ政府ノ答辯ニ依リマスト、是ハ鑛山ノ鑛夫ニ於キマシテハ十五年後、一般労働者ノ收入ニナルベキ老後ノ保険金デアリマス、今日最必要ナコトハ、如何ニ勞務員計畫ヲ立て、如何ニ勞務管理ヲシテ生産擴充ニ向ハシムルカト云フコトガ、資材及ビ資金ト同様、ソレ以上必要性ヲ持ツテ來テ居ルト思フ、然ルニ今日マデノ勞働者ノ狀態ハ、「サラリーマン」デモ同じデアリマスガ、一定年限經ワタ後ノ老後ノ問題デスガ、「サラリーマン」デアリマス、今日ハ其ノ老後ノ職業ト云フモノガ目安ヲ失ツテ居ル、整理合同ニ依ツテ目安ヲ失ツテ居ル、ソコデ老後ヲドウスルカト云フコトニ付キマシテハ、是ハ皆見透シヲ失ツテ居ル、ソコデ何等カノ形デ將來ノ一定年限後ニ於ケル所ノ生活ノ問題ヲ考ヘテヤラナケレバナラヌト思フ、特ニ勞働者ノ場合ニ於キマシテハ、青年期ニ於テ相當ノ勞力ヲ費シテ居リマスカラ、其ノ老後ノ問題ヲ相當考ヘテヤラナケレバ、生産力擴充ニ當ルベク勞力ノ十分ヲ保有ラ得ラレナイコトニ相成ルト思フ、ソコデサウ云フ點カラ政府ガ率先サレマシテ、勞務者年金制度ヲ茲ニ確立サレマシテ、其ノ方法ヲ講ゼラレタ、是ハ老後ノ問題トシテ極ク微力ナ問題デアツテ、之ニ依ツテ十分達成ハ出來マセヌケレドモ、マア考ヘラレタコトハ至當ナコトデア

ル、併シナガラ問題ハ何處ニアルカト云フ  
ト、此ノ積立金ヲ大藏省ノ御考ヘニ依リマ  
スト預金部ニ入レテシマフト云フコトデア  
リマス、労働者ノ氣持カラスルナラバ、是  
ハ掛金デアルシ、積立金デアルカラ、之ヲ  
其ノ中ノ一部ハ労働者ノ所謂福利施設、或  
ハ労働者ノ再教育、或ハ労働者ノ健康、サ

又去年ノ議會ニ於ケル政府ノ答辯ヲ見マシテモ、斯カル運用ヲ致スト云フ答辯ニアツタガ、今日出テ參リマシタ所ヲ見ルト、之ヲ一般會計ノ預金部ニ入レテシマフヤウナ趣旨ニナツテ居リマスガ、是ハ私ハ當然變ヘテ行カナケレバナラスト思ヒマス、此ノ點ニ付テノ御意見ヲ伺ヒマス

ナクシテ、一元的ニ運用シテ行キタイト云  
フ觀點カラ、一元的ニ集メル方向ニ生産全  
般ヲ取ル、是ハ國家ノ發展及び存立自衛ノ  
爲ニ已ムヲ得ヌコト考ヘマシテ、左様ナ  
方向ヲ取ツテ居リマス、唯、併シ茲ニ一言申  
上ゲナケレバナリマセヌノハ、ソレナラバ、  
所謂生産擴充ノ株ト社債、ソレカラ戰費ノ

何ニ勞務動員計畫ヲ立て、如何ニ勞務管理ヲシテ生産擴充ニ向ハシムルカト云フコトガ、資材及ビ資金ト同様、ソレ以上必要性ヲ持ツテ來テ居ルト思フ、然ルニ今日マデノ勞働者ノ狀態ハ、「サラリーマン」デモ同じアリマスガ、一定年限經ワタ後ノ老後ノ問題デスガ、「サラリーマン」デアリマスレバ、所謂恩給ヲ取ル、或ハ退職手當ヲ以テ商業ヲ營ム、或ハ中小工業ヲ營ム、或ハ歸農シテ老後ノ職業ニ就クノデアリマス、今日ハ其ノ老後ノ職業ト云フモノガ目安ヲ失ツテ居ル、整理合同ニ依ツテ目安ヲ失ツテ居ル、ソコデ老後ヲドウスルカト云フコ

ウ云フ方面ニ使用サルベキモノデアルト云  
フ風ニ考ヘルバカリデナクシテ、サウ云フ  
方向ヲ辿ツテ此ノ際勞務動員計畫ヲ擴充  
シ、增强スル必要ガアルノデハナイカ、サ  
ウデナク、唯預金部へ入レテシマフト、何  
ダカソコニ自分達ノ積ンデ行ツタ金ガ何處  
ニ行ツタカ分ラナイト云フコトニナルト、  
ソコニ旨味ガナクナリ、希望ガナクナル、  
イキナリ之ヲ大藏省ノ預金部ニ入レナイ  
デ、大藏省ナリ或ハ產業ヲ受持ツテ居ル商  
工省、或ハ厚生省ト云フヤウナモノト、三  
者一體ニナツテ一ツノ獨立ノ機關ヲ作ツ  
テ、ソコデ運用スル、其ノ運用ニハヤハリ

○賀屋國務大臣 先づ第一點ニ御答へ申上  
ゲマスガ、金が他ノ鑄物ト共ニ生産サレマ  
ス結果、金ノミノ產出ヲ目的トスルモノガ  
技術上特ニ必要性ガ薄イト云フ意味ノコト  
ハ、洵ニ是ハ一理アルト私モ存ジマス、外  
ノ帝國鑄發ガヤツテ居ルモノハ、何レモ銅  
ヲ出ス、或ハ金ヲ出ス、成程是ハ一理アル  
ト思ヒマズ、併シ是ハ生産技術ノ方面カラ  
見マシタコトデアリマシテ、私致シマシ  
テハ、寧ロ商工大臣ノ方デ能ク考フベキ問  
題デアリマスルシ、尙ほ政策全體ヲ統合ス  
ルカドウカト云フコトハ、外ノ觀點モアリ  
マスルノデ、只今ノ御意見ハ承ツテ置クコ  
トニ止メタイト思ヒマス

公債以外ニ使ハスカト申シマスト、ヤハリ御話ノヤウニ、又吾々モ申シテ居リマスルニモ、十分ナ銃後ノ國民トシテ、前線ニ兵士ヲ送ル源泉トナリ、銃後ノ生産、運輸、其ノ他ノ必要ナル活動ヲナスノニ十分ナ資格ノアル者ニナラケクテハナリマセヌ、隨テ銃後ノ福利増進ナドニ一部ノ資金ヲ向ケルト云フコトモ亦必要デ、資金全體ノ中ヲ、サウ云フ全體的、綜合的觀點カラ、幾ラドチラニ向ケ、幾ラドチラニ向ケルト云フコトヲ適切ニ考ヘテ行クノハ、所謂國家總力發揮ノ上ニ必要デアルト思ヒマス、隨テ或ル方ニ集リマシタ資金ヲソコダケ使フト云

居ル、ソコデ何等カノ形デ將來ノ一定年限後ニ於ケル所ノ生活ノ問題ヲ考ヘテヤラナケレバナラヌト思フ、特ニ労働者ノ場合ニ於キマシテハ、青年期ニ於テ相當ノ労力ヲ費シテ居リマスカラ、其ノ老後ノ問題ヲ相當考ヘテヤラナケレバ、生産力擴充ニ當ルベク勞力ノ十分ヲ保有ラ得ラニイコトニ相成ルト思フ、ソコデサウ云フ點カラ政府ガ率先サレマシテ、労務者年金制度ヲ茲ニ確立サレマシテ、其ノ方法ヲ講ゼラレタ、是ハ老後ノ問題トシテ極ク微力ナ問題デアツテ、之ニ依ツテ十分達成ハ出來マセヌケレドモ、マア考ヘラレタコトハ至當ナコトデア

計デ必要デアリマスナラバ、ソコカラ分ケテ貰フコトモ宜イデアリマセウ、或ハ預金部ニ入レルト云フコトモ、其ノ運用機關デ取計ラウベキデ、ドウモ政府ノ方ニ眞ツ直グニ入レテ、十五年モ二十年モ經タナイト使ヘナイヤウニ押ヘテ置クト云フコトハ宜クナイ、是デハ勞働者ヲ奮起セシメ、志氣ヲ旺盛ナラシムルト云フコトハ出來ナイ、ドウシテモ獨立機關ヲ作ツテ、自分ノ金ダト云フコトデ運用スルコトノ方ガモツト適切デアル、隨テ當時ノ保険制度調査會ニ於キマシテハ、斯カル希望決議ヲ附ケテ居ル筈デアリマス、此ノ希望決議ニ從ハナイデ、

第二ノ學園老年金ノ積立資金ノ運用ノ問題デゴザイマスガ、是ハ今日政府ノ考ヘト致シマシテハ、御承知ノ通り戦費ニ勝抜ク爲ノ直接戦費ガ一年ニ三百億近クモ要ルト云フ状態ニアリマス、又此ノ勝抜ク爲ノ背後ノ力ノ生産力擴充ニ數十億ヲ要スルト云フコトニアリマシテ、數年前カラ見レバ、寶ニ隔世ノ感ガアル、ドウシテサウ云フ大キイ金ガ出來ルカト思フ程ノ金ヲ、所謂兌換券ノ増發ニ依ラズシテ作り上げナケレバナラスト云フ状態ニアリマスルカラ、此ノ非常ナ事態ニ於キマシテ資金動員ヲ今シテ居ル所ニアリマス、隨テ動員的ニ最高能率ヲ發揮致シマスル爲ニハ、所謂バラ／＼デ

ル政策ダト思ヒマスガ、今日ハ其ノ政策ヲ採リタクナイ、皆一本ニ一元的ニ集メテ、サウシテ又其ノ方面ニ必要ガアレバソチラヘ返スト云フ行キ方ニ致シタイ、現ニ御話ノ如ク、大藏省預金部ニ預入スルコトニナツテ居リマスガ、預金部資金ハ從來モ御承知ノ通り或ハ公債ノ消化ニ用ヒ、或ハ産業資金ニ用ヒマスガ、同時ニ國民生活ニ關係致シマスル直接ノ方ニモ從來ズツト用ヒテ居リマス、今回ハ勞働者年金保險ニ集リマシタ金ハ、全部勞働者ノ福利施設ニ行クト云フ風ニハ致シマセヌデ、全部纏メテ見テ、又必要ナル限度ハ勞働者ノ福利施設ノ方ニ

金ヲ向ケタ一、一應皆集メテ、其ノ上デ再分配ト申シマスカ、サウ致シタイト云フ觀點ニ致シマシタ譯デアリマシテ、決シテ其ノ方面ヲ疎カニ致シテ居リマスル譯デモアリマセヌ、右様ナ考ヘ方デアリマスカラ、ガアリマス、服部君、簡單ニ一ツヤツテ下

○守屋委員長 服部君カラモ奉聯シテ質問

何卒御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス

○服部(英)委員 產金ニ付テノ御話ヲ色々承

リマシタガ、國際情勢ノ變化致シテ參リマ

シタ今日、金ノ必要ト云フモノガ大イニ緩

和セラレルト云フコトデ、產金業者ハ非常

ニ脅威ヲ感ジテ居リマス、只今大藏大臣ノ

御答辯ニ依リマスルト、現在此ノ程度ノ產

金ハ必要ト認メルト云フヤウナ御意見デア

リマシタ、ソレハ諒ト致シマスガ、然ラバ

今後ハ從來ノ如ク產金事業ニ對シテ、從來

サウデアツタ如ク、加速度的ニ產出セシム

ルト云フ御考ヘハナイカ、此ノ程度デ――

○中野寅吉者 產金ノコトハ是デ終リマス、大

泉理事カラ二十分位デ切上ゲロト云フコト

デスカラ、其ノ通り致シマスガ、服部君ヤ

シテ置イテ、適切ニ使用法ヲ考ヘナケレバ

リマスガ、マア現狀維持ト申上ゲルノデア

ナラヌ點ガマダアリマスカラ、サウ致シタ

イト思ヒマス

○賀屋國務大臣 前ニ申上ゲマシタヤウニ、世界ノ大勢ノ變化ト云フコトガ大キナ原因ヲ成スノデアリマスカラ、長イ將來ノコトヤツテ居ル工場ノ私設港、即チ會社專用ノ港デス、其ノ興南カラ隣接ノ西湖津ノ方ニス

キマシテハ、當分ハ今ヨリ加速度的ニ大イ

○賀屋國務大臣 前ニ申上ゲマシタヤウニ、世界ノ大勢ノ變化ト云フコトガ大キナ原因

ヲ成スノデアリマスカラ、長イ將來ノコト

天ニ行ツタ友人ノ話ヲ聞クト、四日間モ下

木マデハ四百七十浬、敦賀マデハ四百六十

七浬、境マデハ三百七十浬、釜山マデ三百

四十二浬、ソレヲ今ノ所デハ滿浦鎮ノ方ニ

遠廻リシテ鎮南浦ニ品物ヲ出シテ居ルカラ、大阪方面ニ行ク物資其ノ後ニ興南

態ニナツテ、關釜連絡船ノ如キハ、先日奉

スルカ、西潮津ハ水深モ淺ク、風浪モ高ク、沖

合マデ解テ荷ヲ送リ、興南ニ廻サナクテハ

ナラヌ不便ノ地點デ、工費ガ存外多額ニ要

等、多少方策ヲ考ヘナケレバナラヌ點ガア

リマスガ、マア現狀維持ト申上ゲルノデア

リマスカラ、ソレカラ金ノ日本銀行買上ハ、是

ハ繼續シテ參リマス、大

泉理事カラ二十分位デ切上ゲロト云フコト

デスカラ、其ノ通り致シマスガ、服部君ヤ

シテ置イテ、適切ニ使用法ヲ考ヘナケレバ

リマスガ、マア現狀維持ト申上ゲルノデア

リマスカラ、ソレカラ金ノ日本銀行買上ハ、是

ハ繼續シテ參リマス、大

○中野寅吉君 大變満足シマシタ、私ハ東北ナルガ故ニ東北ニ最眞スル譯デハナイガ、ドウモ荷物ガ飽和状態ニナル方面ニバカリヤルカラ、經濟上ノ調和ガ取レナイ、新潟ナリ、伏木ナリ、敦賀ナリ、境ノ方ナリニ十分呑吐シ得ル港ガアル、ソレカラ又石炭ナドモ其ノ方ノ工場テ使ツテモ、相當算盤ノ合フ場所ガ澤山アルノデスカラ、ドウカ日本海モ大イニ利用シテ行クト云フ方針ヲ立テヤツテ戴キタイ殊ニ咸鏡南道ナドハマダ朝鮮トシテハ開ケナイ方デ、餘程寶物ガ素人目デ見テモアルト思フノデアリマス、只今ノ政務總監ノ御答ヘデ非常ニ満足ヲ致シマシタ、朝鮮ハサツキモ申上ゲタヤウニマダ固マラナイ、文化ノ程度モ、經濟ノ程度モ、治安モマダノ、固マラナイ、若シ固マツタト云フナラバ總督府ノ豫算カラ治安維持費ヲ全部削除スルト云フ主張ヲ私ハシナケレバナラナイ、固マラナイカラ治安維持費ヲ貰ツテ居ルト云フコトハ明カデアリマス、固マラナイ朝鮮ヲスツボカシテ、其ノ先ノ滿洲ヤ支那ニウツツヲ拔カスト云フコトハ、恰モ本妻ヲ粗末ニシテ妾ニ魂ヲ奪ハレルト云フノト同ジデアル、ドウゾ朝鮮總督府ハ朝鮮ノ爲ニシツカリヤツテ新附ノ民ニ一層信賴ヲ受ケルヤウニシテ戴キタイト云フコトヲ希望致シマシテ私ノ質問ヲ終リマス

○守屋委員長 外ニ質疑ノ通告ハアリマセスカ  
○服部(英)委員 朝鮮ノ政府委員ノオイデニナル際ニ一ツ伺ツテ置キタイト思ヒマス、既往ニ於テ朝鮮總督府ノ大ナル政策トシテ、產金ノ事業ト羊毛ノ事業ガアツタノデアリマスガ、產金ノ問題ハ姑ク措クト致シマシ

○守屋委員長 外ニ質疑ノ通告ハアリマセス、現在ニ於ケル羊ノ數及ビ產出ハドノ程度ノモノデアリマスカ、ドレ程ノモノガ内ニ十分呑吐シ得ル港ガアル、ソレカラ又石炭ナドモ其ノ方ノ工場テ使ツテモ、相當算盤ノ合フ場所ガ澤山アルノデスカラ、ドウカ日本海モ大イニ利用シテ行クト云フ方針ヲ立テヤツテ戴キタイ殊ニ咸鏡南道ナドハマダ朝鮮トシテハ開ケナイ方デ、餘程寶物ガ素人目デ見テモアルト思フノデアリマス、只今ノ政務總監ノ御答ヘデ非常ニ満足ヲ致シマシタ、朝鮮ハサツキモ申上ゲタヤウニマダ固マラナイ、文化ノ程度モ、經濟ノ程度モ、治安モマダノ、固マラナイ、若シ固マツタト云フナラバ總督府ノ豫算カラ治安維持費ヲ全部削除スルト云フ主張ヲ私ハシナケレバナラナイ、固マラナイカラ治安維持費ヲ貰ツテ居ルト云フコトハ明カデアリマス、固マラナイ朝鮮ヲスツボカシテ、其ノ先ノ滿洲ヤ支那ニウツツヲ拔カスト云フコトハ、恰モ本妻ヲ粗末ニシテ妾ニ魂ヲ奪ハレルト云フノト同ジデアル、ドウゾ朝鮮總督府ハ朝鮮ノ爲ニシツカリヤツテ新附ノ民ニ一層信賴ヲ受ケルヤウニシテ戴キタイト云フコトヲ希望致シマシテ私ノ質問ヲ終リマス

○守屋委員長 外ニ質疑ノ通告ハアリマセスカ  
○服部(英)委員 サウシマスルト、羊毛ノ政策ニ付テハ從來通りデアツテ、別ニ變更ナイト云フコトニ承ツテ宜シウゴザイマスカ、業者ガ脅威ヲ感ズルト云フヤウナコトハナインデスカ

○大野政府委員 只今ノ羊毛ノ問題、羊ノ問題デスガ、此ノ頭數ハ一寸申上ゲラレナシコトニナツテ居リマスノデ、左様御諒承ヲ願ヒマス、但シ當初計畫ヲ立テマシタ通りニハ參ツテ居リマセヌガ、其ノ半分位ナ程度ニ達シテ居リマスト御承知ヲ願ヒマス、ソレカラ只今御話ノ濠洲方面トノ關係ト云フコトニ付キマシテハ、マダ具體的ニ打合セタリ、協議ヲ致シタリ致シテ居リマセスガ、私ノ當席ダケノ考ヘラ申上ゲマスレバ、是ハヤハリ交通ノ關係、色々ナ關係ガアリマス、明日ハ午後一時カラ會議ヲ開キマシテ討論ニ入リタイト思ヒマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○守屋委員長 御異議ガナイモノト認メマシテ、質疑ハ此ノ程度デ打切ルコトニ致シマス、明日ハ午後一時カラ會議ヲ開キマシテ討論ニ入リタイト思ヒマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後二時十六分散會

昭和十七年一月二十八日印刷

昭和十七年一月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局